

第4回豊川水系流域委員会

議事要旨

日時：令和3年1月20日（水） 13：30 - 15：00

場所：WEB開催

1. 開会

2. 挨拶

3. 豊川水系流域委員会規約

4. 話題提供

(1) 最近の河川事業を取り巻く話題

- ①豊川の水災害に備えて、「流域治水」への転換
- ②水害リスクライン（水位予測情報）の活用について
- ③既存ダム洪水調節機能強化
- ④霞堤地区浸水被害軽減対策協議会の実施状況

① 豊川の水災害に備えて、「流域治水」への転換

- ・そもそも霞堤地区に住むことが可能であるというのがまずいのではないか。霞堤地区における土地利用規制は、不動産会社にとっては利益面でのデメリットがあっても、買い手にていねいに実状を伝えるよう指導するほうが良いのではないかと思うが、その点はどのように考えているか。

→（事務局回答）対策としては、霞堤地区等の危険な箇所については建築規制といった土地利用規制を検討している。将来的には、市と連携しながら土地利用規制の対策に踏み込んでいきたいと考えている。

- ・流域治水プロジェクトは昨年度から全国的に始まっており、豊川においても大きな効果を期待しているが、実施する上で2点要望がある。1点目は、農業施策との連携についてである。資料3のP.2にため池の治水利用や利水ダムの事前放流、排水強化について記載があり、農業施設等を治水目的として活用することになるが、農業者にとっては農業供給への影響が懸念される。市町村や土地改良区等の様々な関係者から意見をいただき調整・連携することを要望したい。2点目は、既存ダムの機能強化についてである。貯留水を事前に放流することは、降雨予測が外れた場合貯留水が回復せず、水不足となってしまうリスクがある。気象予測の精度の向上、空振りとなった場合の金銭保証等、利水者の意見を踏まえて十分に対応していただきたい。空振りした

場合、水不足が発生してから水の補填策を検討しても遅いため、水の補填策については事前に検討していただきたい。

→（事務局回答）流域治水プロジェクトについては、東海農政局や愛知県農政部に入っ
ていただく予定である。農業のための施策については、林野庁についても入っ
ていただくことを考えているので、進捗状況は今後報告していく。東海農政局も含めて水不
足に対する検討を進めて参りたい。

・流域治水プロジェクトについて、国管理河川においては戦後最大規模洪水への対応と
して設定されているが、どの規模の洪水に対応するかというのは河川ごとに自由に決
められるのか。今後、気候変動を考慮した検討も入ってくると思われるため、手戻り
のようなものが発生しないよう先に検討すべき内容であると考え。

→（事務局回答）全国では近年、戦後最大規模の洪水を超えた規模の洪水が発生してい
る河川が多々あった。豊川では近年、戦後最大規模を超えた洪水は発生していないが、
全国的に足並みをそろえているためこのような設定としている。想定最大規模の洪水
と連携しながら流域治水に取り込んでいきたい。次期整備計画の目標等については先
生方からご指導いただきながら進めていきたい。

② 水害リスクライン（水位予測情報）の活用について

・水害リスクラインについて、ホームページ上で公開されているということは理解でき
るが、自治体が避難情報の決定にこれを活用するのであれば、一般市民に公開するこ
とのメリットは何かあるのか。この画面を見て、避難勧告等が発令されているかどう
かはわからない。一般住民はホームページのどの部分を見れば避難勧告等の発令が出
ているのかがわかるよう市町村等と連携していただきたい。

→（事務局回答）河川ごと、地区ごとによって水位情報や洪水の危険度がわかるよう
になっているが、各自治体には6時間先の情報が閲覧できるようになっている。情報の
出し方やあり方については協議会としての課題であるため、市町と連携しながら検討
を進めていきたい。

・降雨量の見方が変わってくると洪水の規模が変わってくる。戦後最大規模から整備計
画の1.1倍の規模になると、都市計画に大きく影響が出てくるだろう。都市計画マ
スタープランが近年改定された自治体も多く、自治体との連携を十分に行っていただ
きたい。

5. 議題

(1) 豊川水系河川整備計画の進捗状況

- ・2点質問がある。1点目は、河川の維持に関する事項・洪水時の操作で市に委託して樋門等の操作をするとのことだが、運転や停止に関する情報は非常時に事務所で自動的に把握できシステムになっているのか。2点目は、地震時に報告の伝達系統イメージがあるが、緊急に対策が必要となった場合の計画はあるのか。
- (事務局回答)1点目について、国の施設においては自動で事務所が把握できるものもある。一方で、許可施設は連絡をいただかないとわからないものもある。2点目について、地震時の連絡体制はp.25の右側下の伝達系統のイメージだが、豊橋河川事務所でも緊急時の連絡系統は作成している。
- (設問委員)他の河川では水防団が樋門等の操作をしていない事例があるので質問した。地震等の緊急時に、誰が何を実施するか等の判断については予め計画があるのは良いと思った。

- ・p.27の河川環境に配慮した河川管理(樹木伐採)について意見がある。鳥愛好家の声が多く樹木伐採については反対が多いが、実際には河川に生息している生き物は鳥だけでなく、伐採した方が良い場合もあると考えている。どのような方々に意見を聞くべきか配慮していただきたい。
- (事務局回答)景観重視等も含め、環境については答えがないところの合意形成は難しいため、先生方のご意見をいただきながら進めていきたい。
- (他委員)景観については人によってイメージするゴールが異なるため、目標をどのように設定するかは事前に注意したほうが良い。
- (他委員)専門家の意見や現地の方々の意見を聞く場を設けることは非常に重要である。

- ・p.24のコスト縮減について、伐採木を無償で提供してコストを削減することは良い案だと思うが、公募伐採の実施とはどういうことか。
- (事務局回答)公募伐採とは、河川法第25条に基づき河川管理者の許可を受けて伐採する団体を募集し、実際に伐採していただくというものである。
- (設問委員)公募募集は一般の方なのか、それとも企業であるのか。素人が伐採するのは危険であると思う。また、樹木を伐採するのは厳しい制限があるのではないか。
- (事務局回答)他事務所の事例ではあるが、天竜川上流河川では公募で、有志の団体から応募があったという事例はある。また、安全管理については基本的に公募の方で注意して実施していただいている。公募伐採では予め伐採可能な範囲を決めている。

- ・樹木伐採の在り方を明確にしていくこと、伐採自体について確保していくことの対応や、ゴミマップ等の表現の仕方、環境の維持活動の面に関して意見を出していただい

た。また、樋門操作が円滑にいくよう事務所で管理することや、地震時等の緊急時の連絡対応の在り方について意見いただいた。

以上